|  |  |
| --- | --- |
| 第49回　横浜市福祉のまちづくり推進会議　会議概要 | |
| 日　　時 | 令和４年12月19日（月）　午後3時30分～5時30分 |
| 開催場所 | ウィリング横浜901研修室 |
| 出 席 者 | 大原委員、飯野委員、井汲委員、池田委員、石川委員、井上委員、小堤委員、金子委員、桑原委員、小泉委員、下村委員、白石委員、鈴木委員、八木委員、山根委員、吉田委員、和久井委員、田之畑委員代理藤井氏（19名） |
| 欠 席 者 | 中村委員、赤羽委員、新井委員、岡田委員、五島委員、田之畑委員（５名） |
| 開催形態 | 公開（傍聴者なし） |
| 議題等 | １．開会  ２．議事  　（１）横浜市福祉のまちづくりマニュアル改正の意見公募の実施について  　（２）ソフト施策の強化を目的とした条例改正の検討体制について  ３．報告  　（１）運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募結果につ  　　　いて  　（２）公園駐車場ゲートにおける聴覚障害者対応について  ４．その他 |
| 決定事項 | ・横浜市福祉のまちづくりマニュアル改正のための意見公募実施について了承。  ・条例改正を検討するための専門委員会立上げ及び専門委員について了承。 |
| 資 料・  特記事項 | ・資料１　施設整備マニュアル[建築物編]意見公募資料  ・資料１−１　改正施設整備マニュアル[建築物編]の原稿案について  ・資料２　ソフト施策の強化を目的とした条例改正について  ・資料３　横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則改正に係る団体ヒアリングの主なご意見  ・資料３−１　運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募結果について  ・参考資料１　横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（共同住宅EV）  ・参考資料２　運用改善を目的とした福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について  ・配付資料　バリアフリー基本構想広報資料（道路局企画課） |

|  |  |
| --- | --- |
| **第49回　横浜市福祉のまちづくり推進会議議事概要** | |
| 事務局（健康福祉局地域福祉保健部長）  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  大原会長  白石委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  白石委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  白石委員  下村委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  大原会長  白石委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  和久井委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  和久井委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  大原会長  白石委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  白石委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  白石委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  白石委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  小泉委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  大原会長  大原会長  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  大原会長  白石委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  和久井委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  和久井委員  白石委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  大原会長  和久井委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  小泉委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  小泉委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  小泉委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  大原会長  白石委員  和久井委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  下村委員  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  大原会長  事務局（建築局建築企画課担当係長）  事務局（健康福祉局福祉保健課担当係長）  大原会長  事務局（環境創造局）  井上委員  大原会長  事務局（道路局）  大原会長 | **１　開会**  （あいさつ）  **２　議事**  **（１）横浜市福祉のまちづくりマニュアル改正の意見公募の実施について**  （資料１、資料１―１説明）  改正の部分はたくさんあるので、ダウンロードして見ることになりそうだ。こういう形で意見公募することに対してご意見をいただきたい。  この意見公募は、横浜市身体障害者連合会などへの説明は終わっているのか、これからやるのか、それとも全くやらないのか。  規則改正の内容については団体説明を行っている。その内容をマニュアルに反映するため、マニュアルについては団体への説明は予定していない。  では説明はもう終わったのか。それはいつ行ったのか。  資料３のとおり７月20日から26日にかけて関係団体に説明を行った。  わかりました。  施設整備マニュアルの改正内容について、今日は改正案の一部を例示しているが、実際の意見公募の段階では全部をダウンロードできるのか。  改正箇所については一通り確認できるようにする。先日メールでお送りしているが微修正が入るかもしれないので、そのときは推進会議の委員にはお知らせしたい。  推進会議では前回もお諮りしていたので、意見公募の段階になったということで、特に異論がなければそのまま進めてもらえればよいと思うが。  この場で意見を述べても良いか。  マニュアルの内容に関する意見であれば、意見公募の時にいただきたいと考えている。  広く市民から意見をいただくということだが、どういう方法でパブコメをお知らせするのか。市民が個々にダウンロードして膨大な量をチェックすることになるが、それをダウンロードできない立場の人もいると思う。そういう人たちへの配慮はあるのか。意見公募の方法も知りたい。  公募内容についてはダウンロードする形のほか、テキスト版や点字版も用意する方向で考えている。かなりボリュームが膨大で、専門的な内容が入っているので、資料１―１のように概要をお知らせしながら詳細も見られるように組み立てるなど、分かりやすい見せ方は工夫したいが、具体的には今後考えたい。  ＰＤＦでもテキストでもデジタルだと思うが、デジタルに対応できない人も取り残さないでほしいと思う。  紙媒体でも用意して、区役所などでも情報提供できるようにしていきたい。  どこにいけばプリントされたものが見られるという情報を、全ての人に行き渡らせるようにお願いしたい。  膨大なデータをどこまで行き渡らせることができるのか。  意見公募を始める段階で、情報は皆同じタイミングで共有できるようにしていかないといけないと思うので、一通り膨大な量をデータないし紙媒体で用意はするが、概要説明もできるような組み立てで出せると良いと思っている。  横浜市のホームページからダウンロードできるようになるのか。  そのようにしたい。  紙媒体は、こちらが求めないと手に入らないのか。  紙媒体はどこに行けば入手できるかというのも、意見公募する際に案内をしたい。  どうやって案内をするのか。  推進会議の委員の皆様にはメールでお伝えするが、市民にはウェブや、各区役所にも通知文を渡して撒いていく形になると思う。  視覚障害に関するところを見たいが、そこにたどりつくのに、いつも大変な思いをするので、視覚障害に関することだけを浜視協に提供してほしいと、浜視協の理事達から意見があったのでお伝えする。  今回答はできないが、ご意見を参考にしながら対応を考えたい。  事務局にはぜひ対応をお願いしたい。情報に関するアクセシビリティーとは、まさにそういうことだと思う。必要な情報を必要としている人にきちんと届けることだと思うので、対応は大変だが、ぜひお願いしたい。  それでは進め方については、この形でご了解を得たいと思う。方法についてはご意見があったように、多様な方法で多様な人に、できるだけ全ての人に届くような形でお願いしたい。  **（２）ソフト施策の強化を目的とした条例改正の検討体制について**  ２番目の議事は、推進会議で専門委員会での検討内容を報告してきた中で、条例そのものに手をつける必要性について前回お伝えしたと思う。この委員のメンバーについては会長が指名する形だが、事務局と相談して今考えているメンバーの案を配布していただき、説明をお願いしたい。  （資料２、専門委員会委員（案）の説明）  今まで専門委員会で検討してきた中で、時代的に、ハードだけでは良い空間ができないのではないか。実際に使う段になると、いろいろな必要性が出てくる。それについては、事業者、運営者の理解も必要だろうし、実際の使い方に踏み込んだ対応を考えていかなければいけないという難しい局面に入ってきていると思う。条例はハード中心で組み立てられてきたように見えるが、基本理念に立ち返ると、ハード、ソフト両方を組み入れた形で、この条例を完成させないといけない。大変な作業だが着手に向けて事務局にも動き出していただいた。ぜひ新しい時代の福祉のまちづくり条例を考えていきたい。  浜身連からオストミー協会の方が入っているが、脳性マヒはいろいろ差別を受けることが多いので、立候補をしたい。  人数の枠組みもあるが、幅広く意見を聞く必要があると思っている。流れの中で意見をいただき検討する場は設けていきたいと考えているので、まずはこの構成でやらせていただければと考えている。  人数が多くなると会議がまとまりにくくなるので、小人数で議論するのだと思う。それでいいと思うが、傍聴のような形で白石さんが参加できるようにしたら良いのではないか。  必要があれば傍聴も前向きに進めたい。また議事録も推進会議の委員の方とは共有させていただきたい。  議事録よりは、その場で聞いている方が発言者の気持ちや様子がわかるので、極力できるようにしたほうが良いと思う。  オストミー協会は内部機能障害だが、肢体障害など複合的な障害を持っているので参加する意味はあると思う。  委員案としては絞っているが、様々な障害がある方もいることを念頭に置きながら検討を進めたい。和久井委員から提案があった会議の参加方法もあると思うので、少し開かれた形でできるといいと思う。  専門委員会での検討はかなり大変な作業だと思う。最初の段階は情報を集めることも重要だが、知恵を絞って一歩先に進まないといけない。素案をつくった段階でいろいろな方へのヒアリングは当然行うと思うが、皆さんには、できるだけ最初につくった核の部分に意見をいただく形で進めていければと思う。最初の段階は小人数で動かしたほうがいいのではないかと悩んでいるところだが、そんな形でスタートさせていただきたい。  条例を改正するのはすごく大変なことだと思う。それはどのぐらいの時間を予定しているのか教えてほしい。私も、会議がまとまらなくなってしまうので小人数でやる、というご意見に賛成する。その中で白石委員の意見を取り入れたり、違うグループをつくったりして協力しながら改正を実現していけばいいと思う。スケジュールでは５年度にかけて５回実施するとなっているが、その先いつごろに目標をたてているのか聞きたい。  条例改正は大がかりな内容になっており、いろいろご意見を聞きながら進める方法も暗中模索の状況で、最初にスケジュールを決めていくところから専門委員会でもんでいただきたいと考えている。  和久井委員の質問は最終目標の日程だと思う。いつまでにやりたいという日にちはないということか？  現段階では、具体的にはない状況だ。最初の専門委員会でその日程を提示したいと考えている。  専門委員会で最終目標が決まるということか。  まず、そこに向けて進めて行く。  そこまでに決まらなければ、ずるずると延びる事もあるのか？　意見がまとまらなければ令和６年度にも引き続き検討していく可能性があって、いいものができるまではずっとやる、という意味か？  スケジュールは決めてやっていかないといけない。条例改正になるので、市議会にあげることも考えてスケジュールは提示していきたい。今事務局で考えていることは、５回程度実施して条例改正の素案をまとめる方向で、令和５年度までにまとめるというところを軸にしている。  中身があまり見えていないものに関して意見を言うのも無理かもしれないが、こういう形で改正をしていくことについては、皆さんからご了解を得たいと思う。その方向性については、その都度色々な形で情報を示して皆さんからもご意見をいただきたい。しかしこれは１、２年のうちに決めていかないといけない。一つには障害者差別解消法の合理的配慮の義務化の期限が、あと１年ぐらいで、何らかの形で政府から義務化のありようが出てくると思うので、それにあまり遅れをとらないように横浜市としての対応を考えていくことが大事だと思う。  ホテルで新年会を開くときなど特別調理を依頼してもなかなかやってくれないことが多い。嚥下障害がある私たちにとっては命にも関わる問題で、努力義務を早く義務にしてもらいたい。  小委員会でも言われていることだが、小委員会で検討していることも、全ていろいろなことが、条例がベースになっている。今、私たちが障害者差別解消法に基づいたものをつくりたいと思っても、条例が違うからと阻害されているので、条例を改正するのはすごく大切で重要なことだと私も考えている。そこで、時間をかけて多くの人の意見を聞いてより良いものをつくってほしい。白石さんの気持ちはすごく大切だと思うので、白石さんには専門委員会の場で一緒に聞いて感想などを事務局にフィードバックできるような形で連携していってほしい。  ぜひそのように進めたい。福祉のまちづくりは市民、事業者、行政と三者でつくりあげることがベースになっている。今、白石委員からお話いただいたことも含めてまだまだ事務局もわかっていない部分もあると思うので、ご意見を聞く場を設けて進めていけたらと思う。  条例改正の主な方向性の中で、４番に管理者の責務というのがある。今回、関係団体の方で施設管理、施設運営をされている事業者もいると思うが、再来年、合理的配慮が民間事業者についても義務化される中で、実際の当事者である施設管理者の意見をどう吸い上げるかというところが非常に問題ではないかと思うので、そのあたり、ぜひご検討いただきたい。  事業者もいろいろな立場の方がおり、幅広に聞かなくてはいけないと思うので、そこも意識して進められたらと思う。  ご指摘、ご意見ありがとうございました。それでは、これで条例改正について着手するということで、拙速には決めないが、できるだけ早く進めたい。深く考え、かつ早くするように努めたい。皆さんからはその都度ご意見をいただきたいと思うので、よろしくお願いしたい。  **３　報告**  **（１）運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募結果について**  （資料３説明）  （参考資料１、２説明）  特にご意見がないようなので、次の報告事項に進む。資料はないが、前回の推進会議で井上委員から、公園の駐車場での聴覚障害者への対応について課題を提示していただいたので、状況を確認して報告することになっていた。それでは、環境創造局から報告をお願いする。  **（２）公園駐車場ゲートにおける聴覚障害者対応について**  （説明）  話の内容は分かった。実際にその後、公園の駐車場に行っていないので、今日の話をそのまま聴覚障害者協会のろう者に伝えたい。  **４　その他**  資料がもう一つ、二俣川駅バリアフリー基本構想作成の広報用資料が配られている。道路局担当者が来ているので、簡単に説明をお願いしたい。  （資料説明）  それでは時間になったので、今日はこれで審議と報告を終了したい。  【閉会】 |